

京都市上下水道局管理規程第15号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「課の名称」を「課又は室の名称」に改め、同表服務監理室の部係長の職名欄中「監察係長」を「監察第1係長、監察第2係長」に改め、同表総務部及び水道部の部を次のように改める。

| | | | |
|-----|-------------|--|--|
| 総務部 | 総務課 | | 庶務係長, 調査係長, 広報係長, 改革推進係長, 経営企画係長, 財産管理係長, 情報・危機管理係長 |
| | 職員課 | | 人事係長, 給与・企画係長, 労政係長, 人材育成係長 |
| | 経理課 | | 財務第1係長, 財務第2係長, 会計係長 |
| | 用度課 | | 制度管理係長, 契約係長 |
| | 技術管理課 | | 調整係長, 検査基準第1係長, 検査基準第2係長, 営繕係長 |
| | 地域事業課 | | |
| | お客さまサービス推進室 | | 管理係長, サービス推進係長, 利用促進係長, 料金係長, 収納施策係長, 料金システム係長, システム開発係長 |

| | | | |
|-----|-----|----------------------|--------------------------|
| 水道部 | 管理課 | 庶務係, 企画係, 施設情報係 | 庶務係長, 企画係長, 施設情報係長 |
| | 施設課 | | 調整係長, 施設係長, 設備係長, 浄水係長 |
| | 給水課 | 事務係, 給水係, 鉛管解消係 | 事務係長, 給水係長, 鉛管解消係長 |
| | 配水課 | 事務係, 配水係, 整備係, 路面復旧係 | 事務係長, 配水係長, 整備係長, 路面復旧係長 |

第1条第1項の表下水道部の部設計課の項係の名称の欄中「調整係, 管路第1係, 管路第2係, 施設係, 設備係」を削り, 同条第2項の表丸太町営業所の項中「, 点検係」及び「, 点検係長」を削り, 同条第3項の表を次のように改める。

| 事業所の名称 | 課の名称 | 係の名称 | 係長の職名 |
|------------|---------|--------------------------|------------------------------|
| 水道管路管理センター | 北部配水管理課 | 事務係, 施設第1係, 施設第2係 | 事務係長, 施設第1係長, 施設第2係長 |
| | 南部配水管理課 | 事務係, 漏水防止係, 漏水修繕係 | 事務係長, 漏水防止係長, 漏水修繕係長 |
| 蹴上浄水場 | | | |
| 松ヶ崎浄水場 | | | |
| 山ノ内浄水場 | | | |
| 新山科浄水場 | | | |
| 疏水事務所 | | 管理係, 施設係, 設備係 | 管理係長, 施設係長, 設備係長 |
| 洛西配水場 | | 施設係 | 施設係長 |
| 水道管路建設事務所 | | 事務係, 工事第1係, 工事第2係, 工事第3係 | 事務係長, 工事第1係長, 工事第2係長, 工事第3係長 |

第1条第4項の表中「きた管路管理センター」を「きた下水道管路管理センター」に、「みなみ管路管理センター」を「みなみ下水道管路管理センター」に改め、同表下水道建設事務所の項係の名称の欄中「事務係, 管路第1係, 管路第2係, 施設係, 設備係」を削り、同条第5項第12号中「配水管理センター」を「水道管路管理センター」に改め、同項第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

(18) 洛西配水場 京都市西京区大枝東長町3番地61

第1条第5項第19号を次のように改める。

(19) 水道管路建設事務所 京都市右京区山ノ内五反田町153番地61

第1条第5項中「きた管路管理センター」を「きた下水道管路管理センター」に、「みなみ管路管理センター」を「みなみ下水道管路管理センター」に改め、同条第6項本文中「きた管路管理センター」を「きた下水道管路管理センター」に改め、同条第7項本文中「みなみ管路管理センター」を「みなみ下水道管路管理センター」に改め、同条第8項中「地域水道課」を「地域事業課」に改める。

第2条第2項中「副室長及び監察課長」を「監察課長」に改め、同条第6項中「周辺地域対策担当部長」を「経営改革担当部長又は技術調整担当部長」に改め、同条第7項中「財産担当課長」を「経営推進担当課長又は資産活用担当課長」に改め、同条第8項中「研修・厚生担当課長」を「人材育成担当課長」に改め、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 お客さまサービス推進室に業務管理担当課長又は料金・システム企画担当課長を置くことがある。

第3条第3項中「、室長」を「、服務監理室長」に改め、同条第4項中「課長」の右に「、お客さまサービス推進室長」を加え、同条第5項中「、副室長」を削り、「、周辺地域対策担当部長」を「、経営改革担当部長、技術調整担当部長」に、「、財産担当課長、研修・厚生担当課長」を「、経営推進担当課長、資産活用担当課長、人材育成担当課長」に改め、「京北分室担当課長」の右に「、業務管理担当課長、料金・システム企画担当課長」を加える。

第5条を次のように改める。

(代理)

第5条 次長に事故があるときは、主管事務につき、部長、服務監理室長又は水質管理センター所長がその職務を代理する。

- 2 部長又は水質管理センター所長に事故があるときは、主管事務につき、課長又はお客さまサービス推進室長がその職務を代理する。ただし、担当部長、経営改革担当部長又は技術調整担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長、経営改革担当部長又は技術調整担当部長がその職務を代理し、担当部長、経営改革担当部長又は技術調整担当部長に事故があるときは、主管事務につき、課長がその職務を代理する。
- 3 服務監理室長に事故があるときは、主管事務につき、監察課長がその職務を代理し、監察課長に事故があるときは、主管事務につき、係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、係長がその職務を代理する。
- 4 課長又はお客さまサービス推進室長に事故があるときは、その主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長、経営推進担当課長、資産活用担当課長、人材育成担当課長、北部特環担当課長、京北分室担当課長、業務管理担当課長又は料金・システム企画担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長、経営推進担当課長、資産活用担当課長、人材育成担当課長、北部特環担当課長、京北分室担当課長、業務管理担当課長又は料金・システム企画担当課長がその職務を代理し、担当課長、経営推進担当課長、資産活用担当課長、人材育成担当課長、北部特環担当課長、京北分室担当課長、業務管理担当課長又は料金・システム企画担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。
- 5 事業所の長に事故があるときは、あらかじめ上司の定めた者がその職務を代理する。

第7条を次のように改める。

(総務部)

第7条 総務部の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 局及び部の庶務に関すること。
- (2) 管理者公印の管守に関すること。
- (3) 上下水道事業の文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (4) 事故処理に関すること。
- (5) 庁舎管理に関すること。
- (6) 庁内取締りに関すること。
- (7) 企業管理規程、訓令甲その他重要な経何文書の審査に関すること。
- (8) 法令及び例規の解釈に関すること。
- (9) 上下水道統計の統括に関すること。
- (10) 広報に関すること。
- (11) 広聴に関すること。
- (12) 定期監査、行政監査、住民監査請求監査及び包括外部監査の連絡調整に関すること。ただし、技術管理課の所管に属するものを除く。
- (13) 外郭団体の指導及び調整に関すること。
- (14) 組織の管理に関すること。
- (15) 上下水道事業の業務改善に関すること。
- (16) 料金制度の調査及び研究に関すること。
- (17) 上下水道事業の経営管理の推進、調整に関すること。
- (18) 上下水道事業の経営企画に関すること。
- (19) 上下水道事業の経営計画に関すること。
- (20) 上下水道事業の経営分析及び評価に関すること。

- (21) 簡易水道事業と水道事業の経営統合に関する事。
- (22) 地域水道等推進体制検討委員会に関する事。
- (23) 用地（疏水運河用地を除く。）に関する事。
- (24) 保有資産の活用に関する事。
- (25) 事業用建物に関する事。
- (26) 情報化の推進に関する調査、企画及び調整に関する事。
- (27) 情報処理システムの統括に関する事。
- (28) 資器材・防災センター（水道メーターに係るものを除く。）に関する事。
- (29) 上下水道事業の危機管理（災害、事故その他の緊急事態の対処及び発生防止）の総合調整に関する事。
- (30) 琵琶湖疏水記念館に関する事。
- (31) 部内各課又は室の所管に属しない事。
- (32) その他サービス監理室、水道部、下水道部及び水質管理センターの主管に属しない事。

職員課

- (1) 上下水道局職員（以下「職員」という。）の人事に関する事。
- (2) 職員の労務に関する事。
- (3) 労働組合に関する事。
- (4) 職員の福利厚生及び安全衛生に関する事。
- (5) 京都市上下水道局職員等厚生会に関する事。
- (6) 職員の研修計画の策定及び実施に関する事。
- (7) 人権文化の構築及び人権意識の高揚を図るための調整並びに推進に関する事。
- (8) 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談及び指導に関する事。
- (9) 職員の提案に関する事。

(10) 庁内誌の発行に関する事。

経理課

- (1) 資金計画に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 会計に関する事。
- (4) 国庫補助金に関する事。
- (5) 上下水道事業の金銭及び有価証券の出納保管に関する事。
- (6) 用地、建物等の取得及び処分価額並びに地上物件の移転等に伴う補償額の審査に関する事。ただし、地域事業課に係るものを除く。

用度課

- (1) 上下水道事業の契約に関する事。
- (2) 上下水道事業の物品等の検収に関する事。
- (3) 契約に関する調査及び事務の指導に関する事。
- (4) 競争入札等運用委員会に関する事。

技術管理課

- (1) 局の所管に属する工事に係る設計の標準化及び代価に関する事。
- (2) 局の所管に属する技術的事項に係る調査、研究及び研修に関する事。
- (3) 局の所管に属する工事の検査に関する事。ただし、別に定める検査を除く。
- (4) 局の所管に属する工事に係る設計変更の審査に関する事。ただし、軽易な設計変更を除く。
- (5) 物品等の検査に関する事。
- (6) 営繕に関する事。
- (7) 局技術管理委員会に関する事。
- (8) 総合評価競争入札に係る技術審査及び評価に関する事。

- (9) 工事に係る監査に関すること。
- (10) 国庫補助事業に係る会計検査の統括に関すること。
- (11) 環境報告書に関すること。
- (12) その他上下水道事業の技術に関する諸課題の調整に関すること。

地域事業課

- (1) 地域水道事業、京北地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の調査、計画及び実施に関すること。
- (2) 地域水道事業、京北地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係る土地の取得及びこれに伴う登記並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。

お客さまサービス推進室

- (1) 上下水道事業に関する市民からの申出の窓口取扱いに関すること。
- (2) 業務統計に関すること。
- (3) 営業所に関すること。
- (4) 水道料金及び下水道使用料の徴収に関すること。
- (5) 予納金の精算（口座還付に限る。）に関すること。
- (6) 水道メーター損失弁償金の徴収に関すること。
- (7) 京都市公共下水道条例第22条に規定する概算使用料の徴収及び精算に関すること。
- (8) 井戸汚水等の認定に関すること。
- (9) 京都市公共下水道事業条例第17条第4項に規定する認定に関すること。
- (10) 下水道使用料の長期滞納対策に関すること。
- (11) 地方自治法附則第6条第3項の規定に基づく下水道使用料の徴収に関すること。
- (12) お客さまサービスの充実に関すること。
- (13) 水の使用実態等の調査に関すること。

(14) 料金収納施策の推進に関すること。

(15) 料金システムの運用及び開発に関すること。

第8条の表管理課の項中第9号を第12号とし、第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、第5号の次に次の6号を加える。

(6) 水道整備事業に係る総合的な企画調整に関すること。

(7) 水道整備事業に係る統計に関すること。

(8) 水道施設に関する企画及び調査に関すること。

(9) 水道技術管理者に属する事務に関すること。

(10) 水利権に関すること。

(11) 京北地域水道事業の再整備に係る調査に関すること。

第8条の表企画調整課の項を削り、管理課の項の次に次のように加える。

施設課

(1) 原水の確保及び運用に関すること。

(2) 活性炭の需給調整、検査、管理及び出納に関すること。

(3) 浄水場及び疏水事務所に関すること。

(4) 水道施設に係る工事の設計に関すること。

(5) 水道施設に係る工事の施行に関すること。

第8条の表給水課の項第4号を次のように改める。

(4) 資器材・防災センター（水道メーターに係るものに限る。）に関すること。

第8条の表給水課の項に次の1号を加える。

(5) 鉛製給水管の解消に関すること。

第8条の表配水課の項第2号及び第3号中「（工務課の所管に属するものを除く。）」を削り、同項第4号中「検収」を「検査」に改め、同項第5号中「配水事務所及び漏水修繕センター」を「水道管路管理センター、洛西配水場及び水道管路建設事務所」

に改め、同表工務課の項を削る。

第9条の表管理課の項第6号中「検収」を「検査」に改め、同項第23号中「管路管理センター」を「下水道管路管理センター」に改める。

第11条の表資器材・防災センターの部中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同表営業所の部お客さまサービス系の項第13号中「検収」を「検査」に改め、同表配水管理センターの部を削り、営業所の部の次に次のように加える。

水道管路管理センター

北部配水管理課

事務係

- (1) センター及び課に属する器具、資材及び車両の管理に関すること。
- (2) センター及び課に属する工事に関する渉外事務に関すること。
- (3) センター及び課に属する工사용資材の出納保管に関すること。
- (4) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関すること。
- (5) その他センター及び課の庶務に関すること。

施設第1係

- (1) 担当地域に係る配水管及びその付帯施設（加圧設備及び遠隔監視設備を除く。）の維持管理に関すること。
- (2) 担当地域に係る消火せんに関すること。
- (3) 担当地域に係る断水及び通水の調整に関すること。
- (4) 担当地域に係る漏水防止計画に関すること。
- (5) 担当地域に係る漏水の調査に関すること。

施設第2係

- (1) 担当地域に係る配水管及びその付帯施設（加圧設備及び遠隔監視設備を除く。）

の維持管理に関すること。

- (2) 担当地域に係る消火せんに関すること。
- (3) 担当地域に係る断水及び通水の調整に関すること。
- (4) 担当地域に係る漏水防止計画に関すること。
- (5) 担当地域に係る漏水の調査に関すること。

南部配水管理課

事務係

- (1) 課に属する器具、資材及び車両の管理に関すること。
- (2) 課に属する工事等に関する渉外事務に関すること。
- (3) 課に属する工事等の統計に関すること。
- (4) 課に属する工事事用資材及び給水装置用材料の出納保管に関すること。
- (5) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関すること。
- (6) 給水装置の修繕料及び給水装置工事事用材料の売却代金の調定及び徴収に関すること。
- (7) 特別給水に係る料金等の調定及び徴収に関すること。
- (8) その他課の庶務に関すること。

漏水防止係

- (1) 漏水防止工事の施行に関すること。

漏水修繕係

- (1) 水道メーターの設置及び取替えに関すること。
- (2) 給水装置の修繕工事の施行に関すること。
- (3) 断水及び濁水等に関する広報並びに応急給水に関すること。
- (4) 特別給水に関すること。

第11条の表洛西配水場の部を削り、同表漏水修繕センターの部を削り、疏水事務所の部の次に次のように加える。

洛西配水場

施設係

- (1) 場に属する器具、資材及び車両の管理に関する事。
- (2) 場に属する工事に関する渉外事務に関する事。
- (3) 工事用資材の出納保管に関する事。
- (4) 加圧施設及び遠隔監視設備の維持管理に関する事。
- (5) 減圧弁（浄水場内に設置されたものを除く。）の維持管理に関する事。
- (6) 電食の調査及び防止に関する事。
- (7) その他場の庶務に関する事。

水道管路建設事務所

事務係

- (1) 所に属する器具、資材及び車両の管理に関する事。
- (2) 所に属する工事に関する渉外事務に関する事。
- (3) 所に属する工事用資材の出納保管に関する事。
- (4) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関する事。
- (5) その他所の庶務に関する事。

工事第1係

- (1) 担当地域に係る配水管及びその付帯施設（加圧設備及び遠隔監視設備を除く。）の維持・整備工事の施行に関する事。
- (2) 担当地域に係る配水管の布設に伴う給水装置及び補助配水管の連絡替工事施行に関する事。

工事第2係

- (1) 担当地域に係る配水管及びその付帯施設（加圧設備及び遠隔監視設備を除く。）の維持・整備工事の施行に関すること。
- (2) 担当地域に係る配水管の布設に伴う給水装置及び補助配水管の連絡替工事施行に関すること。

工事第3係

- (1) 担当地域に係る配水管及びその付帯施設（加圧設備及び遠隔監視設備を除く。）の維持・整備工事の施行に関すること。
- (2) 担当地域に係る配水管の布設に伴う給水装置及び補助配水管の連絡替工事施行に関すること。

第11条の表管路管理センターの部中「管路管理センター」を「下水道管路管理センター」に改め、同部事務系の項第1号中「及び検収」を削り、同項第2号中「管路管理センター支所」を「下水道管路管理センター支所」に改め、「及び検収」を削り、同部管理系の項第1号中「管路管理センター支所」を「下水道管路管理センター支所」に改め、同表管路管理センター支所の部中「管路管理センター支所」を「下水道管路管理センター支所」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

- 2 京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「財産担当課長」を「資産活用担当課長」に、「研修・厚生担当課長」を「人材育成担当課長」に、「鳥羽水環境保全センターにあっては調整課長とする。」を「お客さまサービス推進室にあっては業務管理担当課長又は料金・

システム企画担当課長とし、鳥羽水環境保全センターにあっては調整課長とする。)に改める。

第24条中「配水管理センター、洛西配水場又は漏水修繕センター」を「水道管路管理センター、洛西配水場又は水道管路建設事務所」に改める。

第28条第1項中「配水管理センター、洛西配水場又は漏水修繕センター」を「水道管路管理センター、洛西配水場又は水道管路建設事務所」に、「配水事務所長又は漏水修繕センター所長」を「洛西配水場長、水道管路建設事務所長、北部配水管理課長又は南部配水管理課長」に改め、同条第2項中「配水管理センター所長、洛西配水場長又は漏水修繕センター所長」を「洛西配水場長、水道管路建設事務所長、北部配水管理課長又は南部配水管理課長」に改める。

別表第1号の表中

④ 京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課（経理課及び地域事業課を除く。）の長
各営業所長
疏水事務所長
漏水修繕センター所長
各管路管理センター所長
下水道建設事務所長

を

④ 京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課（経理課及び地域事業課を除く。）の長
お客さまサービス推進室
業務管理担当課長
料金・システム企画担当課長
各営業所長
疏水事務所長
水道管路管理センター南部配水管理課長
各下水道管路管理センター所長
下水道建設事務所長

に

改め、同表第2号中

| | |
|---|--|
| (b) 各営業所長 配水管理センター所長 洛西配水場長 漏水修繕センター所長 | 各営業所 お客様サービス係長 配水管理センター 事務係長 洛西配水場 施設係長 漏水修繕センター 事務係長 |
| (4) 京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課（地域事業課を除く。）の長 監察課長 | 服務監理室 監察係長 各課 庶務担当の課長補佐 又は係長 |

を

| | |
|--|---|
| (b) 各営業所長 水道管路管理センター 北部配水管理課長 南部配水管理課長 洛西配水場長 水道管路建設事務所長 | 各営業所 お客さまサービス係長 水道管路管理センター 事務係長 洛西配水場長 施設係長 水道管路建設事務所 事務係長 |
| (4) 京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課（地域事業課を除く。）の長 服務監理室 監察課長 お客さまサービス推進室 業務管理担当課長 料金・システム企画担当課長 | 各課 庶務担当の課長補佐又は係長 服務監理室 監察第1係長 お客さまサービス推進室 管理係長 |

に、

「課に属する物品」を「課又は室に属する物品」に、「各管路管理センター」を「各下水道管路管理センター」に改める。

3 京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

別表中「研修・厚生担当課長」を「人材育成担当課長」に、

「

| | | |
|----------|---|------|
| 漏水修繕センター | 〃 | 事務係長 |
| 配水管理センター | 〃 | 〃 |

を

」

「

| | | |
|-----------|----|------|
| 北部配水管理課 | 課長 | 事務係長 |
| 南部配水管理課 | 〃 | 〃 |
| 水道管路建設事務所 | 所長 | 〃 |

に、

」

「きた管路管理センター」を「きた下水道管路管理センター」に、「みなみ管路管理センター」を「みなみ下水道管路管理センター」に改め、同表工務課の部を削り、同表備考中第1項を削り、第2項を第1項とする。

4 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「、〃 副室長」を削り、「、〃 担当部長」の右に「、〃 経営改革担当部長」を加え、「、〃 周辺地域対策担当部長」を「、〃 技術調整担当部長」に、「、〃 財産担当課長、〃 研修・厚生担当課長」を「、〃 経営推進担当課長、〃 資産活用担当課長、〃 人材育成担当課長」に改め、「、〃 京北分室担当課長」の右に「、〃 業務管理担当課長、〃 料金・システム企画担当課長」を加える。

5 水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。

第14条中「営業課長」を「お客さまサービス推進室長」に改める。

6 京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

別表第2その他の公印の項中「 営業課長」を「 お客さまサービス推進室長」

に、「配水管理センター所長」を「北部配水管理課長、南部配水管理課長」に、「漏水修繕センター所長」を「水道管路建設事務所長」に、「管路管理センター所長」を「きた下水道管路管理センター所長、みなみ下水道管路管理センター所長」に改める。

7 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第4号を次のように改める。

(4) みなみ下水道管路管理センター西部支所

(上下水道局総務部総務課)